「地域共生社会の実現」の展開について ~地域づくりにおける主任相談支援専門員の基本姿勢~

岡部 正文(東京都・荒川区)

相談支援従事者の人材育成及び相談支援専門員とピアサポート専門員の協働支援モデルの普及と独立型相談支援事業所の促進に尽力しています。



平成26年~:一般社団法人 ソラティオ 代表理事

平成27年~:相談支援センターあらかわ 所長

平成28年~: 荒川区精神障害者相談支援事業所 所長

令和 2年~: 荒川区基幹相談支援センター 所長

厚生労働省 相談支援従事者指導者養成研修(コア検討委員) 厚生労働省 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業(広域アドバイザー) 特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会(理事) 一般社団法人 地域で暮らそうネットワーク(理事) 福祉分野における各種ファシリテーション研修(講師)



7/1 (金) 13~15時の進め方

時間	分	形式	内容
13:00~13:10	10	説明	単元の位置づけと進め方について説明
13:10~13:30	20	講義	権利条約の理念の実現と地域共生社会の関係性
13:30~13:50	20	GW	地域共生社会の実現に向けた主任相談支援専門員の 使命のポイント
13:50~14:00	10	休憩	
14:00~14:20	20	講義	基幹相談支援センターが包括的相談支援体制の 構築に果たす役割
14:20~14:40	20	GW	主任相談支援専門員が行う地域づくりの意義の ポイント
14:40~14:55	15	講義	玉木さんからの補足講義
14:55~15:00	05	予備	

告示・通知				シラバス
科目 (告示)	科目 (通知)	獲得目標	内 容	獲得目標
技術に関する	(チームアプ	(ロるする) さいませい かいしょう かいり をめ がれとない はいい はいれい かいし はい かい	・医療、保健・福祉・福祉・福祉・福川、保健・雇用、保健・雇用、保健・雇用をおけるのでは、では、大きなのでは、大きないでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないでは、大きなのでは、大きないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	基本的な考え方 必要とされる力 必要とされる知識 必要な技術 効果的な展開方法が説明できる。 2 多職種協働(チームアプローチ)の効果的な展開方法に ついてポイントが整理できる。
	る地域連携及び	り返るととも に、地域共生 社会の実現に 向けて基幹相		ついて理解する。 2 . 基幹相談支援センターの役割 総合的・専門的な相談支援 地域の相談支援体制の強化
		る。	・これまでの講義や 演習を振り返り、地域 共生社会のあり方と その実現に向けた、 基幹相談支援センター や主任相談支援専門員 の役割について理解 するための講義を行う。	権利条約の理念の実現と地域共生社会の関係を理解する。 地域共生社会の実現に向けた主任相談支援専門員の使命を 理解する。 基幹相談支援センターが包括的相談支援体制の構築に果たす 役割について理解する。 主任相談支援専門員が行う地域づくりの意義について 具体的に理解する。

障害者権利条約と地域共生社会

【障害者権利条約】

障害者が障害のない人と同じように、地域でどこで誰と住むか 選択でき、建物や交通機関を利用でき、情報が保証されること や、障害のない人と共に学ぶインクルーシブ教育を受ける権利 などを定めており、障害を持つ人が障害のない人と同じように 生活することができるようになる事を目的に作られている。

【地域共生社会】

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

「地域共生社会」という文言は、H28年6月2日にニッポンー億総活躍ではじめて使用)

障害者権利条約と地域共生社会

平成19年:障害者の権利に関する条約に署名

平成23年:改正障害者基本法の制定(批准に向けた国内法整備の一環)

※「医学モデル」➡「社会モデル」への転換及び「合理的配慮」の概念の導入。

平成26年:障害者の権利に関する条約の批准

平成28年:障害者差別解消法の施行

障害を理由とする不当な差別の禁止や、合理的配慮の提供を定めており、 障害の有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保障される共生社会の実現を目指す。

平成29年:日本の将来推計人口の推計(国立社会保障・人口問題研究所)によると、総人口は 長期の減少過程に入り、2040年には1億1,092万人、65歳以上の高齢者が人口の3割を 超え、2053年には総人口は1億人を割る見込み。

> 少子高齢、人口減少社会となった我が国は、社会保障費がいっそう増大し、現役世代の人口減少が本格化することとあいまって、これまでの枠組みに基づく社会保障制度 を維持し続けることには限界がある。

> それらを受けて、厚生労働省は「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、包括的な課題解決や相談支援体制など「丸ごと」の地域づくりを進めていくことをめざし、地域共生社会の実現に向けた歩みを進めている。

参照:社会福祉法人全国社会福祉協議会 障害関係団体連絡協議会 地域での支え合いに関する研究検討委員会(平成30年2月)

障害者支援に関する法制度の体系

憲 法 障害者権利条約 障害者基本法 障害者差別解消法

知的障害者福祉法

障害者総合支援法

身体障害者福祉法

精神保健福祉法

(自立支援)協議会

発達障害者支援法

障害者虐待防止法

児童福祉法

障害者雇用促進法

共生社会と地域共生社会の整理

共生社会(土台) 地域共生社会 ●障害者基本法(第一条:目的) 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人 権を享有するかけがえのない個人として尊重されるもので あるとの理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によ ◆社会福祉法(第四条:地域福祉の推進) つて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格 合いながら共生する社会 と個性を尊重しながら、参加し、共生する ●障害者総合支援法(第一条の二:基本理念) 地域社会の実現を目指して行わなければな 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人 らない。 権を享有するかけがえのない個人として尊重されるもので あるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無に よって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重 し合いながら共生する社会 対象:全ての国民 対象:地域住民 理念:基本的人権の尊重 理念:相互に人格と個性を尊重

障害者権利条約と地域共生社会の目指すところは、障害の有無にかかわらず、 誰一人置き去りにしないインクルーシブな社会の実現である。

障害の有無によって分け隔てられない

相互に人格と個性を尊重

参加

地域共生社会の実現に向けた 主任相談支援専門員の使命のポイントとは?

都道府県研修で抑えておくべきこと 協働する事項 特定の主任 基幹の主任

基幹相談支援センターが包括的相談支援体制の構築に果たす役割

課題





目指すもの

持続可能な 地域生活支援



地域移行

高龄化

障害の重度化

医療的ケアの 必要な児者

自然災害

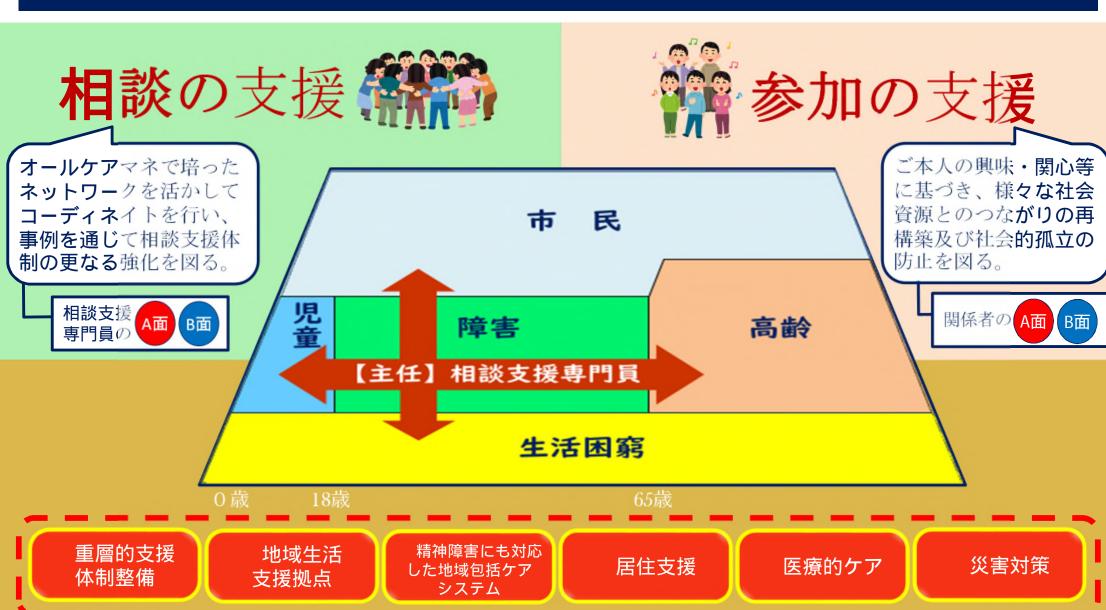


障害者の 尊厳の確保、 社会参加等

> 共生社会 の実現



包括的相談支援体制の構築に果たす役割



ご当地ならではの地域づくり

基幹センター・委託相談

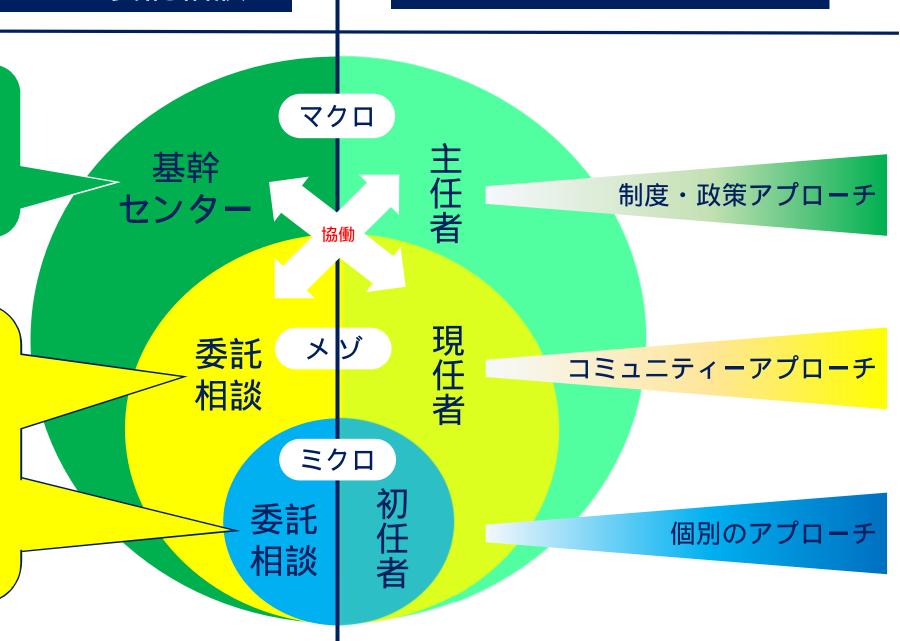
特定相談支援事業所



- 2.体制整備
- 3.移行・定着
- 4. 権利擁護



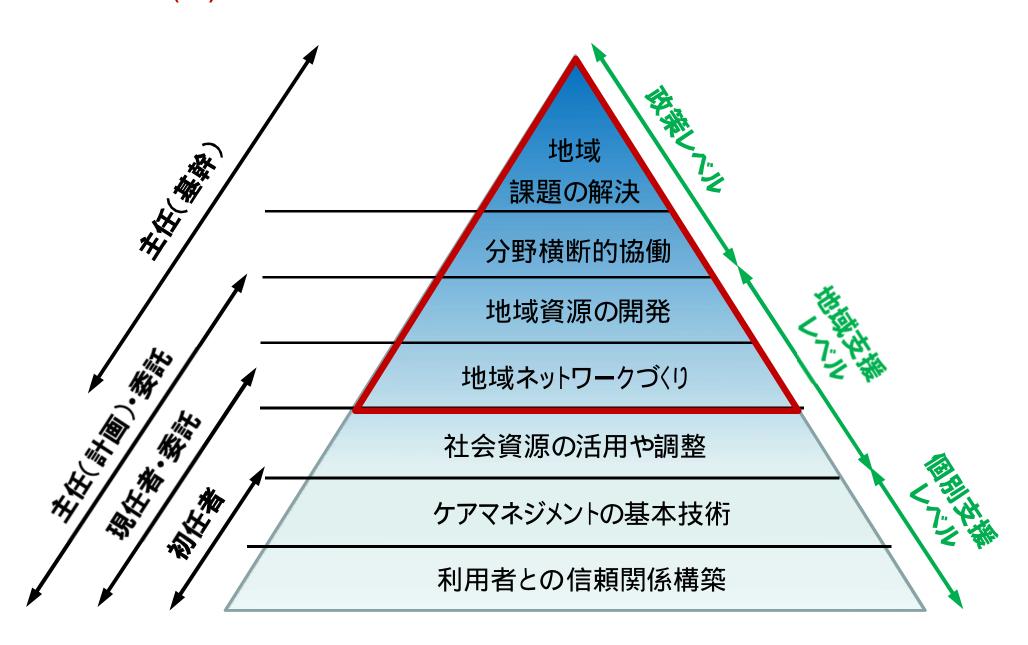
- 2.社会資源の活用のための支援
- 3.社会生活力を高めるための支援
- 4.ピアカウンセリング
- 5.専門機関の紹介 等



障害福祉サービスの利用なし

障害福祉サービスの利用あり

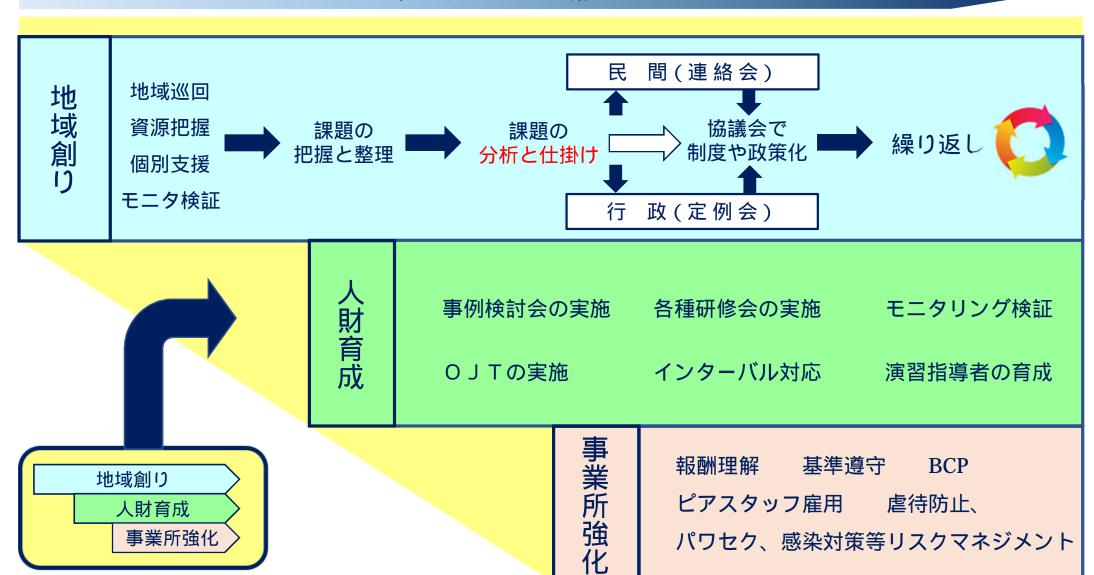
2-(1)-① 相談支援のレベルと地域づくり



基幹相談支援センターの必要な取組み(例)

理念: 共生社会の実現

取組の流れ



基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・ 精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、専門的職員の配置、 地域 移行・地域定着の取組、 地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。 令和2年4月時点設置市町村数:778(44.6%) / 1741 基幹相談支援センター (一部共同設置)

総合相談・専門相談 相談支援 事業者 障害の種別や各種ニーズに対応する ・ 総合的な相談支援(3障害対応)の実施 ・ 専門的な相談支援の実施 権利擁護・虐待防止 地域移行・地域定着 ·成年後見制度利用支援事業 在相談支援専門員、相談支援専門員 ・入所施設や精神科病院への働きかけ ·虐待防止 社会福祉士、精神保健福祉士、 ・地域の体制整備に係るコーディネート 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、 相談等)を兼ねることができる。 保健師、等 地域の相談支援体制の強化の取組 ・相談支援事業者への専門的指導、助言 ・相談支援事業者の人材育成 相談支援

事業者

・相談機関との連携強化の取組 運営委託等

> 議 協

事業者

相談支援

児童発達 支援センター (相談支援事業者)

包括的相談支援体制の構築を果たすための検証

基幹相談支援センターの4つの機能はそれぞれが分離・独立して展開されるものではなく、 地域創り・人材育成・事業所強化の3つのワークと相互に関連し、全ては【権利擁護】と 【人材育成】につながっている。このシートに日頃の活動を入力すると「地域の特徴」や 「活動の根拠」が整理できると同時に、地域課題も浮き上がってくる。

自己検証→他者検証

3つのワーク	€ 地域創り【ネットのワーク】	□ 人財育成【チームのワーク】	カネ 事業所強化【ビジネスのワーク】
具体的な 行動 4つの 機能	民間 (連絡会) 地域巡回 資源把握 課題の 協議会で 制度や 世報と 数策化 上ト・モノ・カネ 行政 (定例会)	①事例検討会の実施 ②各種研修会の実施 ③モニタリング検証 ④OJTの実施 ⑤インターバル対応 ⑥演習指導者の育成	①相談支援事業所の経営(報酬の理解) ②相談支援事業所の運営(基準の遵守) ③BCP(事業継続計画)の作成 ④ピアスタッフ雇用の推進 ⑤虐待防止、パワセク、感染対策等 リスクマネジメントの確保
官民協働	役所との定例会と相談支援事業所連絡会の両 輪があってこそ、官民協働が可能となる。	どの活動も官民協働で実施することが必要。	地域に必要な事業所数、相談支援専門員数、 主任数を官民協働で確保することが必要。
総合相談	個別の相談を通じて地域診断及び地域課題を 把握し、必要な体制整備の素材を収集できる。	相談支援専門員のOJT (個別支援・ケア会 議)を通じて、質の向上を図る。	事業所毎、相談支援専門員毎の強み(地域の 財産)を把握し共有化を図ることが必要。
②相談支援体制整備 (人財育成を含む)	多機関(特支、医療、社協等)、多分長・西 窮、高齢等)との連携の充実・強化かてこる。	或の実情によう。	協働型事業所を推進して、質の向上を図ることが必要。
③ 地域移行・定着 (協議会を含む)	地域生活支援拠点、にも包括、重層的支 <mark>生</mark> を 制整備を協議会を通じて整備できる。	入内容は異なる	制度間の狭間を埋めるために、各委託事業同士 の面的な連携を推進することが必要。
④ 権利擁護 (虐防・差別解消)	地域巡回等を通じて地域課 <mark>題を把握し、課題</mark> の解決を図る活動は全て権利擁護につながる。	特に意思決定支援の推進を通じて、権利擁 護・権利行使の推進を図ることが必要。	相談支援事業所が事業を安定的・継続的(BCP 等)に運営されることが権利擁護につながる。

基幹相談支援センターと特定相談支援事業所における 主任相談支援専門員の役割(案)【2021年度版】

	基幹相談支援センター	協働	計画相談
人材 育成 チーム ワーク	地域全体の実情に応じて、 相談支援の質の維持を図る 中核的な役割 ・モニタリング検証 ・研修の企画、実施	地域の相談支援の質の確保を 図る役割 ・定例的な事例検討の実施 ・初任者、現任研修における 実地研修の対応	事業所(他事業所含)の実情 に応じて、相談支援の質の 向上を図る中心的な役割 ・同行研修 ・定例会議による情報提供
体制 整備 ネット ワーク	多機関協働の支援体制の 整備、ネットワークの構築 ・地域生活支援拠点 ・にも包括ケアシステム ・医療的ケア ・重層的支援体制整備	(自立支援)協議会を通じた 地域の支援体制の整備と社会 地域の支援体制の整備と社会 に係る対応	
運営 経営 ビジネス ワーク	運営や経営の助言及び コンサルテーション ・虐待の防止、パワセク、 感染症対策、業務継続計画	協働型事業所体制に係る検討 地域のピアサポート体制に係 る検討	関係法令や運営基準の遵守 報酬の理解と活用の推進 労働環境の整備 リスクマネジメント含

今後、ますます求められるソーシャルワークの機能

第9回社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会 平成29年2月7日(資料1)

ソーシャルワークには様々な機能があり、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進するにあたっては、こうした機能の発揮がますます期待される。

地域共生社会の実現

制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、多様化・複雑化する
ニーズへの対応や、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会



地域共生社会の実現に必要な体制の構築

包括的な相談支援体制の構築

住民主体の地域課題解決体制

ソーシャルワークの機能を発揮することによる体制づくりの推進

- 支援が必要な個人や家族の発見
- 地域全体の課題の発見
- 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面 のアセスメント
- 世帯全体、個人を取り巻〈集団や地域のアセスメント
- 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整
- 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案
- 地域アセスメント及び評価
- ◆ 分野横断的・業種横断的な社会資源との関係形成
- 情報や意識の共有化
- 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整
- 相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の 整備
- 人材の育成に向けた意識の醸成

- 地域社会の一員であるということの意識化と実践化
- 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、 課題の普遍化
- 地域住民のエンパワメント
- 住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる 助言・支援
- 担い手としての意識の醸成と機会の創出
- 住民主体の地域課題の解決体制を構成する地域住民と 団体等との連絡・調整
- 地域住民と社会資源との関係形成
- 新たな社会資源を開発するための提案
- 包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解促進

地域づくりにおける主任相談支援専門員の基本姿勢

相談支援専門員に必要な倫理・価値・知識を基盤として・



- 1 本人中心支援と意思決定支援
- 2相手の人生に敬意を払い学ばせてもらう謙虚な姿勢
- 3 積極的にアウトリーチし、地域を知り、住民や地域資源とつ ながりを作る姿勢
- ◆制度・政策を十分に理解した上で、行政と適切な緊張関係の中でのパートナーシップを組む姿勢
- 5様々な人や資源を活用して地域づくりをするために参集者の 心理的安全性を担保する姿勢と技術

主任相談支援専門員が行う地域づくりの意義のポイントとは?

都道府県研修で抑えておくべきこと

基幹の主任	協働する事項	特定の主任